

「いじめ防止対策推進法」「大田区いじめ防止基本方針」等に基づき、「大田区立六郷小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

【六郷小学校のいじめの定義】

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止に向けた六郷小学校の方針】

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、大田区教育委員会、家庭、地域社会その他の関係機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

1 いじめに関する児童の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、児童がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、児童会等による主体的な取組を支援するなどして、児童がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

2 いじめられた児童を守る

学校は、いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

3 児童の取組を支える

学校は、周囲の児童がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員や保護者等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を推進する。

4 学校が一丸となって取り組む

学校がいじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応を行う。

5 社会総がかりの取組を推進する

学校は、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、大田区教育委員会、保護者や地域住民、その他の関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組む。保護者とは、その保護する児童がいじめを行うことがないよう、当該児童に対して規範意識を養う指導などに努めるとともに、当該児童をいじめから保護するように連携する。また、保護者や地域住民は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組へ協力を要請する。

【六郷小学校における取組】

【いじめ防止対策委員会の設置】

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、校長、副校長、生活指導主幹（主任）、教務主幹（主任）、学年主任、養護教諭及びスクールカウンセラーで構成する「いじめ防止対策委員会」を設置する。

【具体的な取組】

（1）未然防止

- ・学校全体に「いじめは絶対に許されない」という意識を高める。
- ・各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
- ・インターネットによるいじめ防止の指導を行う。
- ・校内研修等を通じて教職員の対応力の向上を図る。
- ・教育相談、学校だよりなどを通じた家庭との連携・協力を強化する。

（2）早期発見

- ・年に2回のアンケート調査や一人一人の面談の実施等による早期の実態把握とともに、保健室や相談室の利用等、児童がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・外部相談窓口の周知のためのチラシを配布する等により、学校に相談しづらいことについては、多様な外部の相談窓口で相談に応じていることを伝える。
- ・週に1回いじめに関する情報を全教職員間で適切に共有する。
- ・保護者や地域住民、関係機関の職員等からのいじめに関する情報の収集に努める。

（3）早期対応

- ・いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、全教職員で情報共有した上で、組織的に対応方針を決定する等、いじめの解消に向けた対応を行う。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。
- ・いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組や誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・いじめを解決するために、保護者への支援・助言を行う。

（4）重大事態への対処

- ・重大事態の発生が確認された場合には、直ちに教育委員会を通じて区長へ、事態発生について報告する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・必要に応じ、児童や保護者等への心のケアを行う。
- ・関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び第三者委員会が行う調査に協力する。
- ・重大事態の調査結果について教育委員会及び区長に報告する。
- ・報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。